

5 類感染症への移行後における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候 皆様方におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、小林市教育委員会から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023.5.8～）」という文部科学省の通知文書が届きました。それによると、5 類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となると示されております。これを受け、5 月 8 日以降の学校生活の感染症対策の在り方について、学校としての考えを下記のとおりまとめましたので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 マスク着用について

- 児童及び教職員については、学校教育活動に当たってマスク着用を求めないことを基本とします。地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童に着用を促すことがあります。

2 手洗い等の手指衛生の指導について

- これまで行ってきた手指消毒をやめ、基本的には、流水と石けんでの手洗いを指導します。ただし、給食当番の児童は、これまで通り、手指消毒を行います。

3 感染流行時等における感染症対策について

(1) 各教科等

- マスク着用を強いることはありませんが、感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動場面に応じて以下の対策を講じることがあります。
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童間に触れ合わない程度の身体的な距離を確保すること

(2) 儀式的行事等の学校行事

- 儀式的行事においてもマスクの着用を求めないことを基本とします。感染が流行している場合には、(1)のほか、以下のような対策や工夫を講じることがあります。
 - ・ 参加者の手洗いや咳エチケットの推奨など
 - ・ アルコール消毒薬の設置など
 - ・ 可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

(3) 給食等の食事をする場面

- 給食時間については、飛沫を飛ばさないように注意したうえで、「机を向かい合わせにしない」「対面で食べる場合に 1 m 程度の距離を確保する」などの対策をとることをやめます。黙食は必要ありませんが、昼の放送中は、これまで通り静かに食べるようにします。ただし、感染が流行している場合には、(1)の対策を講じることがあります。

(4) 登下校時や遠足等でバスを利用する場合

- 登下校時や遠足等でバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、児童及び教職員についてもマスク着用を推奨することがあります。

4 出席停止の取扱い

- 児童の感染が判明した場合
- 出席停止の期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」となっており、「出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨すること」となっています。
※ 濃厚接触者の特定は行わず、同居の家族に感染者がいても、児童の感染が確認されていない場合は直ちに出席停止とすることはありません。

5 朝の健康観察等の対応について

- 家庭での朝の健康観察はこれまで通り行っていただきますが、健康観察カードの提出を求めることはやめます。
- 発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合等には登校しないようお願いいたします。また、児童が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上、すみやかに帰宅させるようにします。その後、医療機関を受診することをおすすめします。

6 その他

- 現在、新型コロナウイルス感染症患者数は減少していますが、感染拡大状況には波があるため、今後も注意は必要です。今後も学校の教育活動における感染症防止へのご協力を何卒お願いいたします。